

令和7年2月14日

## 人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職一328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第1 総則関係	第1 総則関係
1 (略)	1 (略)
2 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇） （以下「規則」という。）第1条の「別に定めるもの」とは、 人事院規則15—15（非常勤	2 人事院規則15—14（職員の勤務時間、休日及び休暇） （以下「規則」という。）第1条の「別に定めるもの」とは、 人事院規則15—15（非常勤

職員の勤務時間及び休暇)及び  
人事院規則 20-0 (任期付研究  
員採用、給与及び勤務時間  
の特例) 第9条から第13条ま  
でに規定する事項をいう。な  
お、この他に勤務時間等に関し  
ては、人事院規則 10-4 (職  
員の保健及び安全保持)、人事  
院規則 10-7 (女子職員及び  
年少職員の健康、安全及び福  
祉)、人事院規則 10-11  
(育児又は介護を行う職員の早  
出遅出勤務並びに深夜勤務及び  
超過勤務の制限並びに意向確認  
等)及び人事院規則 19-0  
(職員の育児休業等)に関連規  
定がある。

職員の勤務時間及び休暇)及び  
人事院規則 20-0 (任期付研究  
員採用、給与及び勤務時間  
の特例) 第9条から第13条ま  
でに規定する事項をいう。な  
お、この他に勤務時間等に関し  
ては、人事院規則 10-4 (職  
員の保健及び安全保持)、人事  
院規則 10-7 (女子職員及び  
年少職員の健康、安全及び福  
祉)、人事院規則 10-11  
(育児又は介護を行う職員の早  
出遅出勤務並びに深夜勤務及び  
超過勤務の制限)及び人事院規  
則 19-0 (職員の育児休業  
等)に関連規定がある。

以 上